

令和2年7月14日

生徒・保護者各位

東京都立光丘高等学校長

尾崎 肇

都立光丘高等学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

(令和2年7月14日版)

## 1 感染が疑われる場合・感染した場合

- (1) 生徒に発熱や咳などの症状がある時は、外出させずに、自宅最寄りの保健所及び本校へ御連絡ください。

参考) 東京都福祉保健局ホームページ

「都民の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.files/20200625soudan.pdf>

- (2) 生徒や御家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または濃厚接触者となった場合には速やかに学校に連絡してください。

- (3) 濃厚接触者の調査のために、校内での行動や周辺にいた生徒の状況、登下校の様子などを聞くことがあります。

## 2 臨時休業の判断基準

東京都教育委員会の示す「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)によります。

- (1) 感染の疑いがあると判明した場合

「原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局(保健所を含む。)等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。」とあります。

- (2) 感染者が判明した場合、

「保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。」とあります。

参考) 東京都教育委員会ホームページ「ガイドライン」

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2020/release20200619.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/release20200619.html)

### 3 感染予防のための出欠席の扱い…「ガイドライン」によります。

- (1) 感染の疑いがあると判明した場合、感染がないと確認できるまでは出席停止とします。
- (2) 感染したと判明した場合、治癒するまで（医療機関ないし保健所の判断に基づく。）出席停止とします。登校再開に当たっては、本校生徒手帳巻末の「登校許可証明書」を、学校ホームページから印刷するなどして、医療機関から記入・押印してもらい登校します。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への感染を予防するために保護者が生徒を出席させない場合の出欠の扱いは、欠席ではなく、校長が出席しなくてもよい日として扱い、「出席停止」とします。この扱いは、単に理由もなく「学校に来て来なくてもどちらでもいい」とか、「授業に出ても出なくてもいい」というものではありません。

### 4 学校からの連絡

#### (1) 生徒への緊急連絡

学校ホームページで概要を掲載します。→必要に応じて Classi で詳細を送信します。  
※1年生についても Classi が使えるように準備を進めています。それまでは、以前調査したメールアドレスに連絡します。

#### (2) 保護者の皆さんへ

P T A一斉メールを活用します。未登録の方は、この機会に登録をお願いします。

### 5 本校での感染症情報の公表について

- (1) 人権に配慮した情報の取り扱いをします。
- (2) 学校ホームページに生徒の健康状態に関する情報は掲載しません。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、感染が分かった時点で、校内の生徒保護者に、個人が特定できない範囲で情報を公開する可能性があることを御理解ください。詳細については、感染が分かった場合に個別に相談させていただきます。

### 6 相談について

#### (1) 新型コロナコールセンター（東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口）

電話 0570-550571 や、最寄りの保健所への電話相談もあります。

#### (2) LINE相談「相談ほっとLINE@東京」等の相談窓口も必要に応じて活用してください。「相談ほっとLINE@東京」で検索し、「友達登録」することで利用できます。

#### 【お問合せ先】

東京都立光丘高等学校

副校長 坂口 雄一

電話 03（3977）1501

ファクシミリ 03（3977）3794